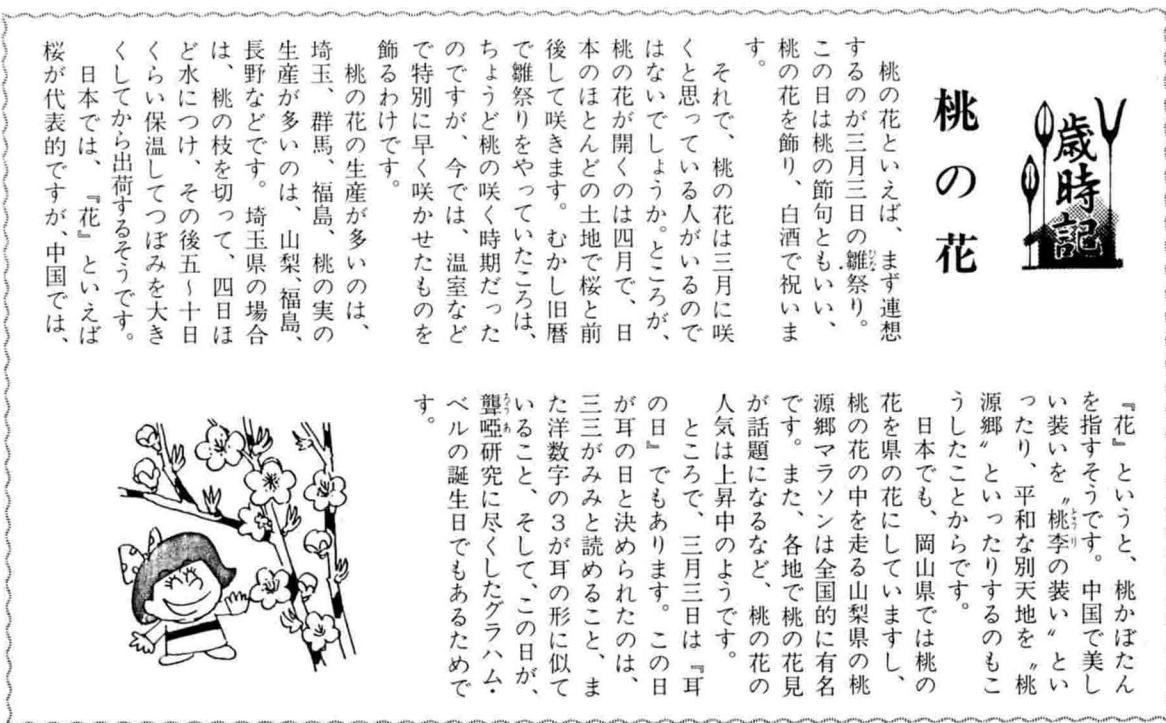


# ←SLGのカレンダ→

2/ 26水 赤口	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就学児の一日入学 午後1時 信条小学校</li> <li>■就学児の一日入学 午後1時10分 中之島中央小学校</li> <li>■納税相談 対象 庶営業・資産税 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館</li> </ul>	6木 友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>■7ヶ月児健診 対象者 昭和60年6月11日～7月生まれ 午前9時～9時30分受付 会場 中之島村公民館</li> <li>■納税相談 対象地区 上通地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 〔皇后誕生日〕</li> </ul>
27木 先勝	<ul style="list-style-type: none"> <li>■二ヵ月児健診 対象者 昭和60年11月・12月生まれ 受付時間 午前9時～9時30分 会場 中之島村公民館</li> <li>■納税相談 対象地区 真野代・中条新田第1～第3 午前9時30分～午後3時30分 中之島村農協北部支所</li> </ul>	7金 先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>■納税相談 対象地区 中通地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 〔消防記念日〕〔建築物防災週間・～13日〕 〔1級技能士全国技能競技大会・～10日〕</li> </ul>
28金 友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>■納税相談 対象地区 下沼・西野・西野新田・三沼地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村農協北部支所</li> </ul>	8土 仏滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔金融機関休業日〕〔国際婦人デー〕</li> </ul>
3/ 1土 先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔家出少年発見保護活動強化月間・～31日〕</li> <li>〔冬季アジア競技大会・～8日〕</li> <li>〔全国緑化強調期間・～5月31日〕</li> </ul>	9日 大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>④山嘉医院(☎62-0646) ④石川医院(☎66-2140)</li> </ul>
2日 仏滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>■村民将棋大会 午前9時開会 中之島村公民館 ④星野(弘)医院(☎62-0998) ④寺師医院(☎62-0137)</li> <li>■納税相談 対象地区 中条地区・中西 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館 〔ひな祭〕〔耳の日〕</li> </ul>	10月 友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>■停電 午前9時～午後1時 長呂・島田・宮内下村・ 関根の全部・宮内の一部</li> </ul>
3月 大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>■納税相談 対象地区 中之島地区・西高山・六所 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館</li> <li>■心配ごと相談（行政・人権相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館</li> </ul>	11火 先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>■3月定例村議会(～22日) 午前10時</li> <li>■心配ごと相談（行政・人権相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館</li> </ul>
4火 赤口	<ul style="list-style-type: none"> <li>■3歳児健診 対象者 昭和58年1月～3月生まれ 午前9時～9時30分受付 会場 中之島村公民館</li> <li>■停電 午前9時～11時 松ヶ崎新田の全部・中条の一部（中条第一・第二・中）</li> <li>■納税相談 対象地区 中野地区 午前9時30分～午後3時30分 中之島村公民館</li> </ul>	12水 仏滅	
5水 先勝	<ul style="list-style-type: none"> <li>■就学児の一日入学 午後1時 上通小学校</li> <li>■定期外レンタルゲン検診 午後1時～2時30分 中之島村役場前</li> </ul>	13木 大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一歳児健診 対象者 昭和60年1月～3月生まれ 受付時間 午後2時～2時30分 会場 中之島村公民館</li> </ul>

◎利用のために

- ⑨マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
- ⑩マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむ得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
- マークは行事



消防車・救急車の要請・無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報 昭和61年 2月 №150 合併号  
なかのしま おしらせ版 2月 №35

●編集と発行／新潟県中之島村役場企画課 (☎0258-66-2270)



## —おもな内容—

- ・所得税の確定申告はお早めに②～⑤
  - ・12月定例村議会一般質問から⑥～⑧
  - ・助役・収入役決まる ⑨
  - ・村商工会青年部が全国表彰 ⑩
  - ・高山敏和さんが献血で表彰 ⑪
  - ・厚生年金の改正 ⑫～⑯
  - ・6月1日から児童手当制度改革⑭
  - ・村史編さんこぼれ話(その21) ⑮
  - ・くらしのカレンダー ⑯

中之島村消防団（中村一衛団長・  
団員五九〇名）では、去る二月十日、  
東京で開催された昭和六十年度日本  
消防協会定例表彰式で、これまでの  
諸活動等が認められて榮えある表彰  
旗を受賞（全国で六十九団体・県内  
は二団体）したことから、この受賞  
を契機に団員の一層の士気高揚を図  
るため、二月二十三日、中之島中央  
小体育館において、表彰旗樹立式を  
盛大に挙行しました。

中之島村消防団が  
日本消防協会から  
表彰旗を受賞

## 納税相談日程表

7日(金)	6日(木)	5日(水)	4日(火)	3月3日(月)	28日(金)	27日(木)	26日(水)	25日(火)	2月24日(月)	月日 会場
農業所得中 通 地 区	中之島村公民館									
農業所得上 通 地 区	農業所得中 通 地 区	青色申告会決算指導								
農業所得中 通 地 区	中之島村商工会									
農業所得中 通 地 区	中之島村農協北部支所									

▶相談時間は、各会場とも午前9時30分から午後3時30分までです。

▶相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。

- (一) 保健婦、看護婦、准看護婦などに支払ったときは、一定の算式により計算した金額を、医療費控除(最高二〇〇万円まで)として所得金額から差し引くことができます。
- (二) 医師や歯科医師に支払った診療代を受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。
- (三) 病院や診療所、助産所へ収容されるための費用
- (四) 治療や療養のために、必要な医薬品の購入費

りけがをしたりして、多額の医療費を支払ったときは、一定の算式により計算した金額を、医療費控除(最高二〇〇万円まで)として所得金額から差し引くことができます。

なお、医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次

受けたため支払った施術費



〔算式〕  

$$(\text{住宅ローン等の年返済額} - 30\text{万円}) \times 1.8$$
  
 %……最高一五万円

## そのほか



※入居年月日が昭和五十八年三月三十日以前の場合には、住宅取得控除額の計算は若干異なります。

自ら住むために、床面積が四〇平方メートル以上一六五平方メートル以下の住宅を新築したり、購入したり、または既存の住宅(登録免許税の税率の軽減を受けるための要件に該当する住宅)を購入した人で、その年の所得金額が八〇〇万円以下であり、民間の金融機関等から住宅ローンの融資(返済期間十年以上)を受けた人は、次の算式による住宅取得控除額を、三年間にわたって毎年の所得控除額から控除することができます。

詳しいことは、納税相談日等の際にお聞きください。  
 なお、税金の還付だけを受けるための申告をされる方には、簡単な還付申告用紙を用意してありますので、ご利用ください。

※その他、医療費控除の対象になるかどうかは、いろいろなケースがありますので、詳しくは納税相談日等の際にご相談ください。

(ホ) 保健婦、看護婦、准看護婦などに對して支払った療養上の世話の費用  
 (ト) 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で通常必要なもの

(ハ) 助産婦に対して支払った分べんの介助料

※その他の、医療費控除の対象になるかどうかは、いろいろなケースがありますので、詳しくは納税相談日等の際にご相談ください。

## ・考え方税の役割大切さ (関東信越国税局長賞) 中之島中3年 丸山由美子 ・税金は豊かなくらしの基本です (三条税務署局賞) 同2年 藤井智明

～昭和60年度中学生の「税に関する標語」入選作から(本村関係者のみ)～

所得税の確定申告はお早めに  
 2月17日(月)→3月15日(土)

昭和六十年分の所得税の確定申告は、もうお済みでしょうか。  
 今年も、二月十七日から所得税および事業税、住民税(村県民税)などの申告の受付が始まりました。  
 申告期限は三月十五日までですが、納税相談日などを利用して、正しい知識で正しく計算され、できるだけ早めに申告を済ませましょう。  
 なお、所得税の確定申告をされた方は、事業税や住民税の申告はしなくてよいことになっています。

### 確定申告をしなければならない場合

確定申告をしなければならないのは、次のような場合です。  
 □事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、昭和六十年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除額を超えるとき。  
 □サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を超える場合、二ヵ所以上から給与を受けている場合など。

\*

確定申告をしなければならないのに申告しなかったり、間違った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の一〇%または五%(不正な行為があったような場合には三五%または三〇%)の割合の加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。

\*

ければならないことになりますので、正しい申告と納税を行いましょう。  
 なお、昭和六十年分からは、白色申告者についても新たに記帳制度が設けられましたので、昭和五十八年分から昭和五十九年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超えて記帳しなければならない方はもちろんのこと、それ以外の方でも記帳している場合は、その記帳を基に記載した『収支内訳書』を作成のうえ、確定申告書に添付して提出しなければなりません。



確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような控除などに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された金額を、雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

### 確定申告をすれば 所得税が戻る場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような控除などに該当したときは、一定の算式により計算した金額を、雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

### 雑損控除

雪おろしに要した費用や、火災、盗難などにより、住宅や家財に損害を受けたときは、一定の算式により計算した金額を、雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

あなたやあなたの家族が病気をした

## 確定申告に必要な書類など

③家屋の所得対価の額が明らかになる書類

④住宅ローン等の償還金額等証明書

\*なお、中古住宅について控除を受ける場合は、前記①～④の書類のほかに、市町村長から交付を受けた固定資産評価額を証する書類が必要です。

◎確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならない書類などは、次のとおりです。

◎納税相談等においてのときは、あらかじめ用意してください。

◎損控除を受ける場合は、損害額の明細書（雪おろし費用等の場合は、支払った際の領収書など）

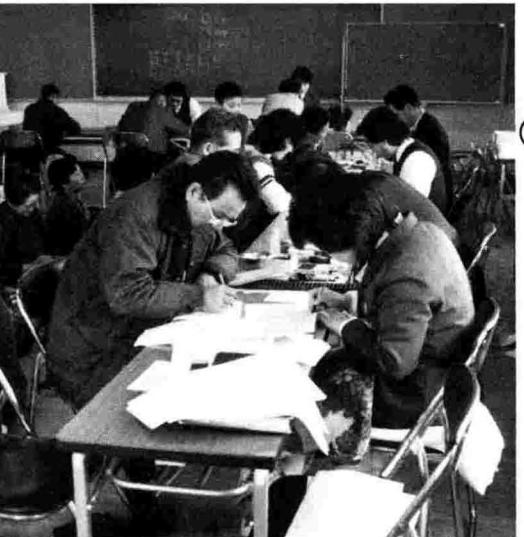
◎医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。

◎住宅取得控除を受ける場合は、次の書類が必要です。

①住民票の写し  
②登記簿謄本、請負契約書など取得年月日、床面積等が明らかになる書類

◎確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならない書類などは、次のとおりです。

◎納税相談の様子（昨年）



(No.150)及びおしらせ版(No.35)合併号 昭和61年2月25日 (4)

◎小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛け金の証明書。

◎生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が年間九千円を超えるときは、その支払い保険料の証明書。また、個人年金保険料もある人は、その支払い保険料の証明書。

◎損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。

◎給与所得がある人は、勤務先からもらった源泉徴収票。

◎振替納税・還付金の口座振込を希望される人は、振込先の名称・口座番号等を控えてください。

◎印かんを忘れずに。

■贈与税の申告もお忘れなく

二月一日～三月十五日

贈与税は、個人からその年中に六十日から三月十五日までです。

したがって、昭和六十年中にもらった財産の合計額が六〇万円以下のときは申告は不要ですが、六〇万円を超える場合は申告しなければなりません。

贈与税の申告と納税期間は、二月一月三十一日までの間に、住宅取得資金の贈与を受けた場合、その金額が三〇〇万円を超える財産をもらった人にかかる税金です。

区分	所得税	住民税
基礎控除	330,000円	260,000円
配偶者	330,000円	260,000円
扶養控除	470,000円	340,000円
老人控除対象配偶者	390,000円	270,000円
扶養	330,000円	260,000円
同居特別障害者である扶養親族	470,000円	340,000円
老人扶養親族	460,000円	310,000円
同居老親等	390,000円	270,000円
障害者	250,000円	240,000円
特別障害者	330,000円	260,000円
老年者夫婦	250,000円	240,000円
寡婦勤労学生		
生命保険料(個人年金含む)控除	最高 55,000円	最高 38,500円
損害保険料控除	最高 15,000円	
白色専従者控除	最高 450,000円	最高 450,000円
障害者等の非課税限度額		1,000,000円

※住民税の諸控除は昭和61年度分課税の適用です。

## 主婦のパート収入と内職収入

### そのほか

#### 税に関する豆知識

主婦がパートタイムで働いたり、家で内職していく収入があると、二つの面で税金に関係があります。

一つは、夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうかということ、もう一つは、主婦自身に所得税がかかるかどうかということです。

通常は給与所得となりますから、年収が九〇万円以下であれば配偶者控除の対象となるほか、主婦自身にも所得税はかかりません。

しかし、年収が九〇万円を超えると配偶者控除が受けられないだけでなく、主婦自身にも所得税がかかります。

〔内職収入〕  
通常は雑所得となりますから、一年間の総収入から必要経費を差し引いた額が三万円以下であれば配偶者控除が受けられますし、主婦自身にも所得税はかかりません。

〔年金と税金〕  
厚生年金や国民年金などの年金制度

## 退職所得控除額

勤続年数	控除額
5年	125万円
10年	250万円
15年	375万円
20年	500万円
25年	750万円
30年	1,000万円
35年	1,250万円
40年	1,500万円

※退職金がこの控除額以下であれば退職金に所得税はかかりません。

〔計算方法〕  
退職所得 × (退職金 - 退職所得控除額) × 1/2 × 税率 = 税金

## 退職金と税金

は、老齢になったときの生活の安定などを図るため、すべての国民がその適用を受けるようになっています。

これらの公的年金や恩給の収入は、給与所得となります。年金収入のみで税金がかからなく、親族の扶養控除の対象となる限度額は次のとおりです。

■六十五歳以上の人 …… 年収が一六八万円以下

■六十五歳未満の人 …… 年収が九〇万円以下

は、老齢になったときの生活の安定などを図るため、すべての国民がその適用を受けるようになっています。

これらは公的年金や恩給の収入は、給与所得となります。年金収入のみで税金がかからなく、親族の扶養控除の対象となる限度額は次のとおりです。

■六十五歳以上の人 …… 年収が一六八万円以下

は、老齢になったときの生活の安定などを図るため、すべての国民がその適用を受けるようになっています。

これらは公的年金や恩給の収入は、給与所得となります。年金収入のみで税金がかからなく、親族の扶養控除の対象となる限度額は次のとおりです。

■六十五歳未満の人 …… 年収が九〇万円以下

## 相続と税金

相続税は、相続や遺贈（遺言によつて財産を譲ること）によって、亡くなつた人（被相続人）の財産をもらつた人（相続人など）にかかる税金です。

しかし、もらった財産のすべてにかかるわけではありません。

サラリーマンなら、いつか「退職」の日がやってきます。そして、そのとき手にするのが退職金です。

退職金の算式は次のとおりです。

ですが、それらの手続きは、原則として退職金を受けるときまでに済んでいます。

ことから、確定申告はする必要があります。

せん。

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設例

退職所得控除額 1,250万円

・所得税 213,500円

・住民税 112,500円

課税所得 175万円

1/2

↑

勤続35年的人が1,600万円の退職金をもらった場合の設

〔桶山村長〕核兵器廃絶の問題ですが、一・二についてまとめて申し上げたいと思います。核の平和利用の問題、また、核の廃絶の問題は議会の全ての人々の悲願であり、現代社会に生きる人間として当然考えていかねばならない務めであろうと思っています。

〔桶山村長〕核兵器廃絶の問題ですが、一・二についてまとめて申し上げたいと思います。核の平和利用の問題、また、核の廃絶の問題は議会の全ての人々の悲願であり、現代社会に生きる人間として当然考えていかねばならない務めであろうと思っています。



〔桶山村長〕保育所の整備ですが、当然保育に欠ける幼児の問題については行政として十分関心を持た

しかし、その取り組み方法となるとそれぞれの人のおかれている状況・立場あるいは見解などは多様であります。従つて、これを守るということ是非常に大切なことであり、国民の責任であろうと思われます。しかし、単純に教条的に言論の自由がまかり通るかとなることになると、例えば言論の自由とプライバシーの原則との関連の中で言論の自由がどのようにして守られなければならないかということも考えていかなければならぬならないだろうと思います。今日の新聞などを見ますと、一応政府は国会の提案も撤回するような段階でありますし、また、そのこと自体に対する我々の理解する方法もまだ十分でないので、そのことに対するコメントは避けたいと思っております。

## 保育所の整備計画について



近代的設備で昨年完成した中之島保育所

〔桶山村長〕上通保育所の建設計画はどうなっているか——斎藤前村政からの引き継ぎあるいは関連の問題としてお聞きするが、この問題は斎藤前村長が、地区住民の公民分館建設の陳情や学校関係の議会での質問に対しても、次は上通保育所の建設だと繰り返し言明されてきた問題である。既に中之島保育所も一六〇名の定員で建設され一ヵ年が経ようとしているが、その言明にもかかわらずまだ建設計画が示されていない。地元としても用地の問題をはじめその対応についていろいろ話もでているが、桶山村長は最初の議会で斎藤村政を評価し、これを引き継ぐと表明されたが、具体的な計画あるいは見解を示していただきたい。

十二月定例会の本会議が十二月二十日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が一議員より行われたので、その要旨をお知らせします。

## 十二月定例村議会 一般質問から

議会報告



堀 一郎議員

### 地方行革大綱は 来年度予算に どう反映されるか

▼ただいま、第一次答申に基づいて策定された村行改革大綱が議会に報告されたが、この大綱はさきに国の行革審の方針を受けた自治省の通達等の指示に基づいて策定されたものである。

私は、この大綱の策定に当たっての行革推進本部や行革推進委員会の設置については、当初から地方提案を発表し、その立場で思想信条の違いを越えて人類の生存を保障するために取り組んでいる。平和を願う立場であれば、誰もが賛同できる立場として訴えているが、こうした核戦争の阻止、核兵器廃絶の運動に対する村長の見解を得たい。

二、中之島村において「非核平和宣言」を行い、それに基づいて核兵器廃絶に対する住民の理解を高める運動や、平和の尊さを訴える事業を進めるお考えはないか。

三、国家機密法については、現在、国会でも緊迫した状態が続いているが、スパイ防止法案として提案され、マスコミや青年・婦人の方などから大きな反対運動が盛り上っている。地方議会でも多くの反対決議が行われるなど、国民の地位を奪い、また、生存条件の自由を奪うものとして重大な問題となっている。こうした事態に対し、村長の見解と、できたこれに反対を表明され、村民を含む国民の自由を守るという立場で姿勢を示していただきたい。

自治と住民の暮らしを守るために反対してきたが、これが、本村の六十一年度予算にどのように反映されるのか見解を得たい。

また、意見になるが、予算編成に当たっては次の点を主張しながら行っていただきたい。

一、福祉や教育あるいは公共事業等の補助金カットを全面的に撤回する立場で、強力な反対運動を展開されたい。その際、重要な立場として軍事費に目を向け、国に対する財政制度への運動を展開されたい。

二、財政対策として地方交付税を引き上げ、地方に大幅な財源移譲を前提とした国および地方の事務事業の配分を要求されたい。

三、村民への行政サービスの切り詰めや手数料の引き上げ等を行うのではなくて、富裕不急といわれる軍事費等の削減の方向を追求していただきたい。

〔桶山村長〕行革大綱が六十一年度予算にどう反映するかという問題ですが、先程ご報告申し上げました答申とそれに基づいて策定された大綱を見比べていただければ、第一次答申と言われている現在での行革推進委員会の結論を、私共がどのように受け止めているかお解りいただけるのではないかと思います。端的に申し上げまして當面できることは何かと申しますと、先程から堀議員がおっしゃっているよ



なければなりませんし、その整備につきましても中之島村の保育を要する幼児の状況を見ながら、計画を立てていかなければならぬと考えております。

上通地区の就学前の幼児の現状などを見ますと、今のところ横這い若しくは僅かに増えているという状況です、現在の中之島村の保育所の設置状況や収容児の状況などを考慮した場合、いますくにこれを造り替えなければならない必要性は、一年とか二年とかという段階ではないと思います。こうした状況を踏まえながら、今後整備計画を立てたいと思つております。

## 集落外の下水路整備について

▼集落を外れた下水路の整備については、すでに六月定例議会で西沢議員が一般質問をされたが、先般開催された農村総合整備モデル事業の協議会でも、事業採択されている中野西部地区の農業用集落排水路工事を、その実施計画の大幅な遅れから村単事業に切り替えることとし、この議会に提案されているところです。

こうした問題は、単に中野西部地区だけの問題ではなく、集落内の下水路整備が進むにつれて集落を外れた部分への下水路整備が緊急な課題となってきたことから、今後は他の地区においても同様な事態が考えられ、関係者の関心も一層高まってきていると思う。

村として、補助事業なりあるいは村単事業なりの形で、これを推進していただきたいが、村長はどの改定額等は、次のとおりです。

### 第一回村議会(臨時会)

## 除雪費用などに一千百万元を追加

昭和六十一年の第一回村議会(臨時会)が一月三十一日開催され、条例改正や補正予算など村長提出議案五議案が原案どおり可決されました。

職名 給料額	改定前		改定後		
	収入役	助役	村長	議員	副議長
三七四、〇〇〇円	三九六、〇〇〇円	五〇四、〇〇〇円	五四四、〇〇〇円	四二八、〇〇〇円	四〇四、〇〇〇円
三七四、〇〇〇円	三九六、〇〇〇円	五〇四、〇〇〇円	五四四、〇〇〇円	四二八、〇〇〇円	四〇四、〇〇〇円

■ 中之島村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について――前記の改

ように対処されるおつもりか、見解を得たい。

〔樋山村長〕集落外下水路整備の問題ですが、六月定例議会での西沢議員の一般質問に対し、斎藤前村長が答弁された会議録を検討させていただきました。

その取り組み時期については、集落内下水路整備事業、いわゆる六・四事業の進捗状況から考えて、一

ある程度目処がつくであろう六十一年度当たりと

考へている」というようなことであつたと思ひます

が、この考え方は踏襲していかなければならぬと思つております。従いましてお答えとしては、現在、この方向に向つて検討中であるというのがお答えになるかと思ひます。

ここで誤解のないようにお願いしたいことは、農地との関連で土地改良区に現在も生活排水の問題等で、補助金を出して維持管理をお願いしている現状であります。この基本的な姿勢は堅持していくべきと思つております。要は、補助事業という形の中で考へた場合、膨大な面積を有する村の現況では、

これを実施するとなると大きな財政的な問題もあり、何んでもかんでも提出さえすれば補助できるかと言えば、それは不可能な問題でありますし、土地改良区とも十分協議しながら、各集落下水路をある程度集落単位に絞つていく形で、全体的な計画とにらみ合せて考へていかなければなりません。更に六・四事業の継続というように理解されて、六割補助をすぐお考へになるということは早計で、非常に膨大な

### あなたも村議会を傍聴しませんか

#### 議会を傍聴するには

村議会を傍聴するには、「傍聴券」の交付を受けなければなりません。

傍聴を希望される人や詳しいことについては、議会事務局(☎六六一一〇〇二・内線三二)におたずねください。



財政負担の問題がありますので、この補助金をどのような形にしてどのような制度でやるかについては、

農地との絡みもあり、また、県単事業の絡みもありますので、今後十分検討のうえ、何とか六十一年度当たりから少しづつ手をつけられるようにしたいと思つております。

### 第2回村議会(臨時会)

## 助役・収入役決まる 助役に 中島權之助氏 収入役に 浅野 謙藏氏



中島助役



浅野収入役

2月5日、昭和61年の第2回村議会(臨時会)が開催され、先に任期満了に伴って辞職された大竹良多前助役と中島武前収入役の後任人事について審議が行われた結果、助役に中島權之助氏、収入役に浅野謙藏氏をそれぞれ選任することが同意されました。(就任は2月6日付)

〔助役〕 中島權之助

(65歳・島田)

○略歴……村議3期、産業常任委員長、中通公民分館長、中之島

村地域農政推進対策協議会長、村史編集委員及び編さん委員、中之島村中学校整備計画審議会委員

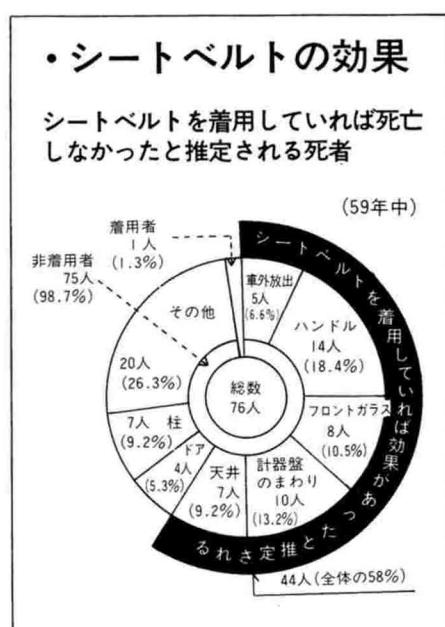
〔収入役〕 浅野 謙藏(60歳・中之島第7)

○略歴……役場吏員(民生課長、住民福祉課長、教育委員会事務局長、企画課長を歴任)

なお、浅野収入役の就任に伴い、空席となりました企画課長には、野上税務課長となり、併せて税務課長を兼務することになりました。

また、大竹良多前助役、中島武前収入役におかれましては、お二人とも昭和49年1月の就任以来、12年間にわたって村勢発展のためにご尽力くださいされ、大変ご苦労様でした。今後も、村の発展のためにご協力をお願いいたします。

- 中之島村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、中之島村特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について――去年一月二十七日、中之島村特別職報酬等審議会(議員十二名)が、議員報酬と常勤特別職三役の給与について、平均七・九%の引き上げを今年一月一日から適用するよう、樋山村長に答申されたことに伴い、それぞれの条例の係関部分を一部改正して実施するものです。
- 中之島村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、中之島村特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について――去年一月二十七日、中之島村特別職報酬等審議会(議員十二名)が、議員報酬と常勤特別職三役の給与について、平均七・九%の引き上げを今年一月一日から適用するよう、樋山村長に答申されたことに伴い、それぞれの条例の係関部分を一部改正して実施するものです。



# シートベルト 車社会の 身だしなみ

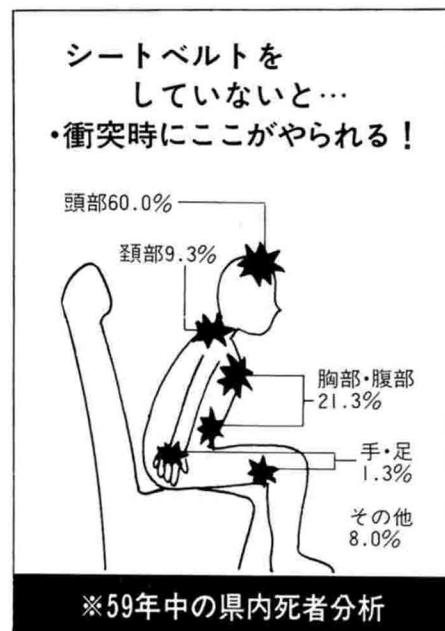
シートベルト100%着用運動実施中  
2月1日(土)→3月31日(月)

シートベルトを  
していないと…  
・衝突時にここがやられる！

※59年中の県内死者分析

シートベルトの着用は、交通事故発生時における運転者および同乗者の被害軽減を図るとともに、運転者等の心身を引き締める効果があることから、新潟県では、昭和五十九年四月から三年間を「シートベルト・ヘルメット着用推進県民総ぐるみ運動」期間と定め、また、昨年九月には道路交通法一部改正により、すべての道路でドライバーはシートベルトの着用が義務付けられるなど、その着用の促進を図っていますが、最近、シートベルトの着用率が低下傾向にあります。

そこで、県民にシートベルト着用に対する意識を換起し、一層の着用率の向上を図り、交通事故の被害を軽減化することを目的とした「シートベルト100%着用運動」を、ただいま実施



中です。  
シートベルトは車を運転するときの  
命綱”——シートベルトの着用は、  
いまや運転操作のひとつなのだとい  
う。

◎運動の重点

- 一、事業所、地域における100%着用運動の推進
- 二、街頭における着用指導の徹底
- 三、着用広報活動の推進

## 《村内交通事故発生状況》

区分 年	件数		死者		傷者	
	1月中 累計	1月中 件数	1月中 累計	1月中 件数	累計	
61	1	1	0	0	1	1
60	1	1	0	0	2	2
比較 増減	±0	±0	±0	±0	-1	-1

死亡事故0 連続178日(現在)

人権擁護委員に  
**星野禎之助さん**

星野禎之助さん

昨年九月の定例村議会で、人権擁護委員として推薦された星野禎之助さん（中之島第六・六十六歳）が、去る一月十五日付けをもって法務大臣から委嘱されましたので、皆さんにお知らせいたします。

いじめや私的制裁、生活権の侵害など人権の問題でお困りの方は、お気軽にお星野さんの自宅へ相談にお出かけください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。



村内商工業者の後継者で組織している中之島村商工会青年部（本名浩利部長・部員四十六名）が、長年にわたる活動等実績を認められ、このほど、全国商工会連合会長から表彰されました。同青年部は、昭和三十九年八月に発足して以来、組織の強化及び地域の活性化等をめざして、各種事業を実施していますが、その中でも特に力を入れている事業——・村長を招いての「市政聞く会」・親子名入りの電話帳作成

五〇回にわたり献血に協力された大沼新田の高山敏和さん（三十八歳）に、このほど日本赤十字社から『金色有功章』が贈られました。「二十六歳の時、妹の出産で

どうしても血液が必要になり、輸血をしたのがキッカケで、それ以来、献血の重要性を認識し、機会あるごとに献血していました。献血は、自分にとって唯一の社会奉仕であり、そのうえ健康管理にも役立つので、今

なることから、このほど開催された『商工会の組織等に関する法律の施行および経営改善普及事業の発足二十五周年記念』で、全国商工会連合会長より栄誉ある表彰状と盾が贈られたものです。

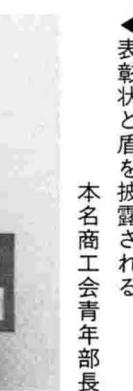
後も続けたいと思います」と、受賞感想を話される高山さん（現在、五十六歳）と本間末司氏（中之島第一・五十三歳）と本間末司氏（中之島第一・五十六歳）の二名も、同日付で再任されました。また、同副團長に渡辺昭平氏（福原・五十六歳）が再任されました。

任期満了に伴う中之島村消防団長に、二月一日付、中村一衛氏（中条宮村・五十六歳）が再任されました。なお、任期は團長・副團長とも三年です。

村消防団長に 中村一衛氏再任  
同副團長に 渡辺昭平氏再任  
本間末司氏



▲表彰状と盾を披露される  
本名商工会青年部長



▲表彰状と盾を披露される  
本名商工会青年部長

## 長年の事業等実績に全国表彰 ——中之島村商工会青年部——





### 横田切れ惨状のひとコマ

當時はたび重なる水難による食糧危機を乗り越えるために、ヒエの実をイヌで引き碎いて粉食する手段がとられており、なかには『ヂサバサススル、ヒニマタススル、ヒエガユススル、ツルツルツルツル、ツルツルツル』という、そんな童唄おどりべうたまでありました。ヒエは何十年経つても地に下ろせば発芽するので、最悪の非常食用として大正時代にまで、ヒエの種子俵が梁に吊して置かれたものです。（「石臼と横田切れ口説き」より）――

『川辺乃里物語・中条風土誌』

水に恵まれた蒲原地帯は、その反面毎年のように水害に悩まされるということも必須であつた。記録に残されている水禍も数多くある。悲惨な水禍のうちでも、宝暦七年（一七五七）に起きた信濃川大洪水は、「横田切れ口説き」として言い伝えられている。

今回は、中条風土誌の中から、横田切れ口説きの一節を抜き書きし、さらに、水害による飢えをこの時代の人々が、どのように凌いでいたかが述べられている箇所を紹介しよう。

時は宝暦丁の丑よ、頃は五月の大水騒ぎ。見るも恐し語るも笑止。卯月末より卯月にかけて十日余りは日の目も見せず。山は黒雲やはてをあげて

の蒲原郡。町も在郷も奢りが過ぎる。役を支配の役人衆は、虎の威を借り權威をふりて、身分忘れて世間を張れば、何處へ出るにも紗綿縮緬に、馬の駕籠とのと過分の仕方（後略）――

これにより、この時代の人は、天災は、神の怒り、人間の驕りを戒める仏罰と受け止めて畏怖していたことが窺える。これに対し、村人は、質素検約を目指し、粗衣粗食に甘んじて災害に備え備蓄に専念してきたのである。

当時はたび重なる水難による食糧危機を乗り越えるために、ヒエの実をイヌで引き碎いて粉食する手段がとらえられ、備蓄に専念してきたのである。

建築物を災害から守ること  
それは、わたしたちの生命を守ること

三月廿三日は建築物防災園間で

## 人 口 の 動 き

1月31日現在  
( )は前月比  
人口 11,750人(+8)  
男 5,749人(+3)  
女 6,001人(+5)  
世帯数 2,408戸(+4)

大竹邸記念館開館日

- 第1・第3金曜日、第2日曜日
- 午前10時～午後3時

レントゲン検診が  
実施されます

結核定期外健康診断（レントゲン検診）は、結核予防法により市町村長の実施する定期健康診断のほかに、保健所長の実施する健康診断を受診なければなりません。次の日程で健康診断が実施されますので、対象者は受診してください。

◆実施期日／3月5日(水)

◆実施時間／午後1時～午後2時30分

## ◆会 場／中之島村役場前

〔対象者〕

1. 保母、保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士
  2. あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
  3. 患者家族（レントゲン検診の対象者）  
〔今回除外の者〕
    1. 3ヶ月以内に保健所または医療機関で受診した者
    2. 妊娠中または妊娠したと思われる者

兒童手當振込通知

・第二子……月額二、五〇〇円  
・第三子以降……月額五、〇〇〇円

児童手当振込通知

児童手当受給の皆さん、二月十五日にあるあなたの指定された預金口座に、児童手当を振り込みましたのでご確認ください。

## 制度改正の段階実施(移行措置)

昭和60年度 〈現行制度〉 (第三子以降)	昭和61年度 〈61.6.1～62.3.31〉 (第三子以降) (第二子)	昭和62年度 〈62.4.1～63.3.31〉 (第三子以降) (第二子)	昭和63年度 〈63.4.1～64.3.31〉 (第三子以降) (第二子)
5,000円  低所得者 一、○○○円	5,000円  ○SS9.6.2 以後に生 まれた児 童  二箇未満  2,500円	5,000円  ○S53.4.2 以後に生 まれた児 童 小学校3年生  四箇未満  2,500円	就学前  5,000円  就学前  2,500円

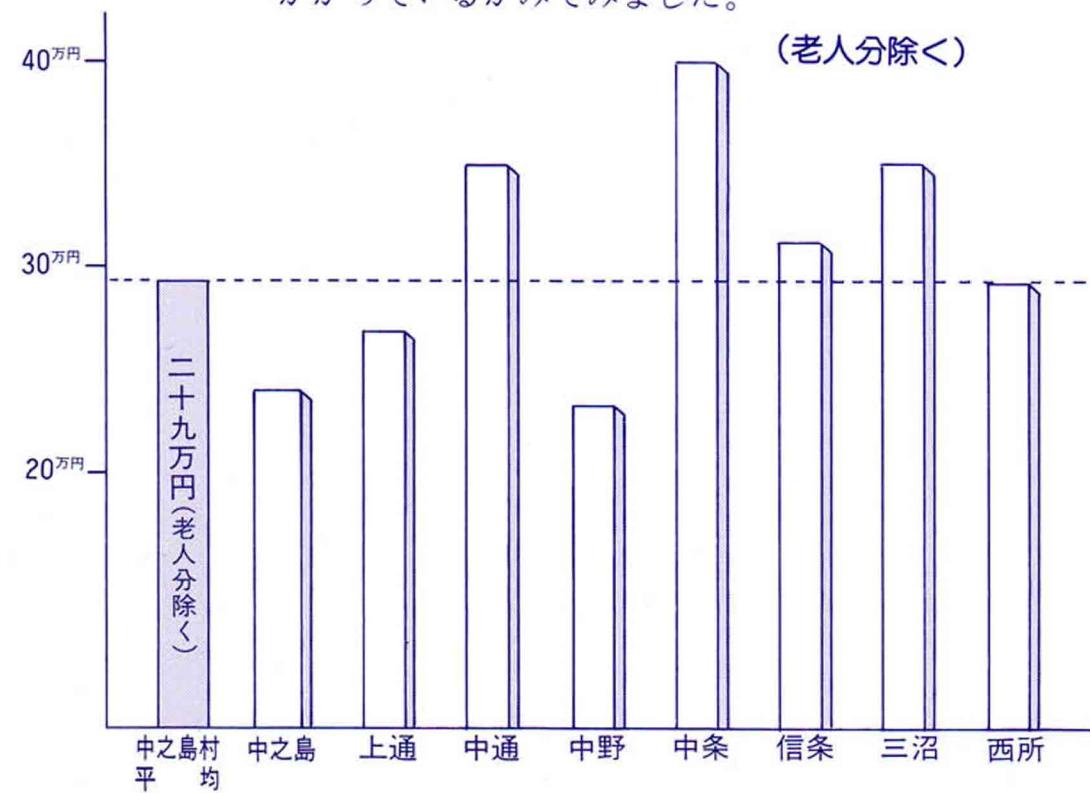
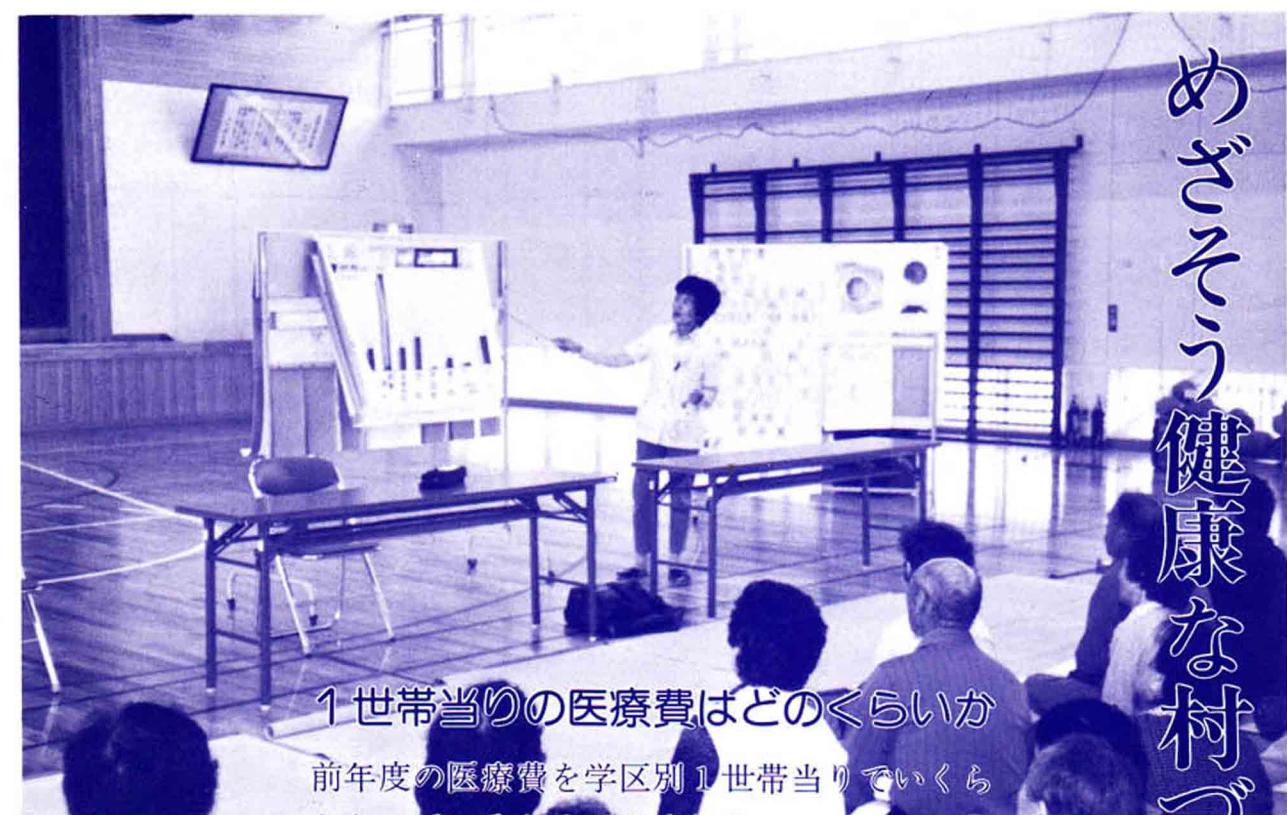
- 每月 5 日・15 日・25 日
- 午前 9 時～午後 4 時

## 民俗資料館開館日

※児童については、自分の子どもである必要はありません。その子を養育していれば、受給要件を満たすことになります。

※児童については、自分の子どもである必要はありません。その子を養育していれば、受給要件を満たすことになります。

# 広報 なかのしま 国保だより



## あとしょりの皆さんにお願いします

こんなときは、届出を……

- ◆加入している保険が変わったとき!
- ◆お子さんの被扶養者になっていて、そのお子さんが会社が変わると、手続きが必要です。

◆他市町村へ転出するとき  
◆他市町村から転入してきたとき  
◆死亡したとき  
◆村内で住所変更があつたとき  
◆交通事故に遭つてお医者さんにかかつたとき



老人保健は  
70歳誕生日月の翌月からです

老人医療受給者証をもらつと、すぐ使う方がいます。

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

つまり誕生日が二月十日であれば三月一日から開始され、二月一日であれば二月一日から開始されるということです。

※該当者には、七十歳誕生日になると、お知らせをいたします。

※申請は保健衛生課へ

保険証・印かんを忘れずに

## ハシ」「受診はやめましょう

一ヶ月四〇〇円だからといって、お医者さんをてんてんと変えたり、のまない薬をたくさんもらつたりするのはやめましょ。そのつけは、みなさんが納める保険税にはねかえってきます。

お医者さんを信頼し

正しい治療を受けましょう

\*届出は保健衛生課へ、なお手続きには健康手帳「医療受給者証」と保険証及び印鑑が必要です。

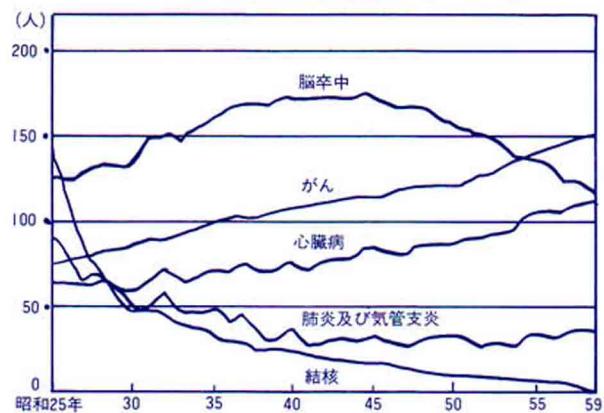
\*お医者さんにかかるときは、お医者さんへも必ず届けでてください。

手続きをおこたると、全額自己負担となることがありますのでご注意をお願いします!

# 早期発見早期治療毎年1回定期検診を

主要死因別死亡率の推移

## がんは死亡原因のトップ



今日からさつそく  
生活改善を

がん予防のための十二カ条は、とりたてて特別なことではありません。日常生活のなかで、少しだけ気をつければ、だれにでもできる簡単なことです。今まで無頓着だった日ごろの生活態度を、これを機会に総点検してみてください。少しでもがんの原因になるようなことを遠ざけて、明るい健康な生活を送りたいものです。



保険証は大切に  
安心料でもあります。



保険税は納期内に納めましょう

あなたの医療費をお知らせします  
保険税は納期内に納めましょう

○老人医療費通知を2月上旬に  
6月・7月・8月診療分

○国保一般分医療費通知を3月上旬に  
9月・10月・11月診療分

これは、皆さんから自分の医療費を知っていたとき、日ごろの健康管理に理解をいただくため行うものです。  
医療費は大切に使いましょう

# 国保が守る みんなの健康

ちょっととした  
心がけでがんを  
予防できます

がんも老化を土台とした成人病のひとつといわれています。しかし、脳卒中、心臓病、糖尿病などの他の成人病と異なる点がいくつかあります。

そのひとつは、他の成人病が十年、二十年と比較的徐々にやつてくるのに対して、がんはやつてくるかわらなことです。

二つめは、がんは勝負が早いということです。早期に発見して治療をすれば、ほぼ確実に治せますが、手遅れになるとまず死亡します。

三つめは、他の成人病ほど、原因がはつきりしていないことです。いろいろな研究がなされており、成果も徐々にあがってきていますが、まだ正確にはわかつていないというのが実情です。

二つめは、がんは勝負が早いということです。早期に発見して治療をすれば、ほぼ確実に治せますが、手遅れになるとまず死亡します。

三つめは、他の成人病ほど、原因がはつきりしていないことです。いろいろな研究がなされており、成果も徐々にあがってきていますが、まだ正確にはわかつていないというのが実情です。

そのひとつは、他の成人病が十年、二十年と比較的徐々にやつてくるのに対して、がんはやつてくるかわらなことです。

二つめは、がんは勝負が早いということです。早期に発見して治療をすれば、ほぼ確実に治せますが、手遅れになるとまず死亡します。

## がん防止12か条

なんどにかかりやすい  
第5か条★喫煙を少なくする (喫煙家は喉頭がん20倍、肺がん5倍、口腔がん5倍もかかりやすいといわれている)

質が発見されたことは有名  
第9か条★かびの生えたものは食べない (パンやピーナッツ、おもちゃなどのかびにご用心)

突然変異を起こしてがんになりやすくなるといわれている)

第10か条★過度に日光に当たらない (紫外線を長時間浴びると細胞が疲労が蓄積されるとがんになりますといわれている)

第11か条★過労を避ける (からだに疲れが蓄積されるとがんになりますといわれている)

第12か条★からだを清潔に保つ (とにかく性器は不潔にしておくと、がんにかかりやすいといわれている)



第4か条★深酒はしない (度をこすからだと疑われている)

第7か条★塩辛いものを多量に食べない、あまり熱いものをとらない (粘膜をただれさせてがんを招きやすくなるといわれている)

第8か条★ひどく焦げた部分は食べない (魚の焼けこげから発がん物)

生存率  
死亡率

期別	生存率 (%)	死亡率 (%)
第1期 (早期がん)	96.4%	3.6%
第2期 (進行がん)	71.8%	28.2%
第3期 (進行がん)	43.8%	56.2%
第4期 (末期がん)	13.1%	86.9%



# 村民あげて暴力を追放しましょ！

村内における暴力を追放するため、十一月定例村議会の席上、議員提案による「暴力追放宣言決議」が可決されました。

この宣言決議文を、村民のみなさんからも十分認識していただき、暴力のない平和で明るい社会を、みんなで築きましょう。

## 暴力追放宣言決議

暴力を追放し、平和で明るい社会を築くことは、村民の強い願いである。

およそ暴力とは、その原因、理由のいかんを問わず、平和と民主主義を破壊する最大の敵である。

このような暴力を容認すれば、明るく住みよい村づくりは不可能となり、善良な村民の自由と人権がそこなわれ、さらに中之島村の対外的信用も失墜する。

中之島村議会は、ここに決意を新たにして、明るく住みよい村づくりに寄与するため村民総ぐるみで全力をあげ、良識と勇気をもつて一切の暴力を追放することを宣言する。

以上決議する。

昭和六十年十一月二十四日

## 中之島村議会

(家庭内の見やすい場所にお貼りください)